

人事行政の運営などの 状況を公表

市の人事行政の運営などの状況について、次の通り公表します。その他の詳細は、市ホームページに掲載しています。 [☎総務課人事班 ☎73-0084](tel:0473-0084)



職員の任免および職員数

▼令和4年度採用者数

職種名	採用者数	再任用
一般行政職	9人	3人
保育士	2人	2人
医師	1人	
薬剤師	1人	
介護福祉士	1人	
看護師	2人	1人
管理栄養士	1人	
合計	17人	6人

※令和4年4月1日付けの採用者数。

▼一般行政職員の職員数

主事・主事補 (1級)	13人 (5.5%)	主任主事 (2級)	49人 (20.5%)
副主査 (3級)	40人 (16.7%)	主査補 (4級)	42人 (17.6%)
主査 (5級)	35人 (14.6%)	副主幹 (6級)	35人 (14.6%)
課長・主幹 (7級)	25人 (10.5%)	合計	239人

※()内は構成比。職員数は令和4年4月1日現在で、条例に基づく給料表の級区分によるもの。技能労務職、保育士などは含まない。

▼令和3年度中の退職者数(退職事由別)

職種名	定年	普通退職など	再任用満了	計
一般行政職	3人	9人	4人	16人
保育士	2人			2人
調理員			1人	1人
幼稚園教諭			2人	2人
医師		3人		3人
看護師	1人	1人		2人
合計	6人	13人	7人	26人

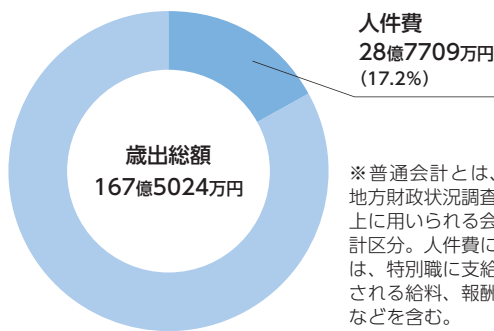
▼部門別の職員数と主な増減理由

部門	職員数 令和4年度	対前年 増減数	主な増減理由
一般行政	135人	0人	
福祉部門	82人	▲5人	欠員の不補充
教育部門	42人	▲2人	欠員の不補充
公営企業など	188人	5人	欠員の補充
合計	447人	▲2人	

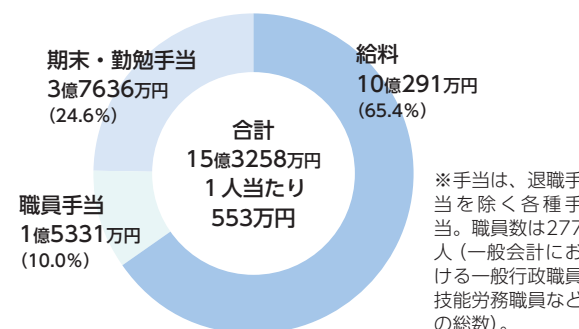
※令和4年4月1日現在。公営企業などの部門の内訳は、病院、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療。

給 与

▼人件費の状況(令和3年度普通会計決算)



▼給与費の状況(令和4年度一般会計予算)



▼平均給料月額と平均年齢

《一般行政職》

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
匝瑳市	313,663円	366,033円	40.6歳
千葉県	303,451円	406,013円	40.3歳

《技能労務職》

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
匝瑳市	307,140円	324,539円	52.8歳
千葉県	301,594円	360,660円	53.4歳

※令和4年4月1日現在。給与月額は、給料および職員手当(期末手当・勤勉手当・退職手当を除く)の合計額。

▼初任給の額

《一般行政職》

区分	大学卒	高校卒
匝瑳市	188,700円	154,900円
千葉県	188,700円	154,900円

※令和4年4月1日現在。

▼職員手当

主な手当の種類と内容

区分	内容	
扶養手当	・子…1人10,000円 ・子以外…1人6,500円 ※16歳から22歳までの子は1人5,000円加算。	
住居手当	・借家の場合…家賃の額に応じて28,000円を限度に支給 ※家賃16,000円を超えるものに限る。	
通勤手当	・公共交通機関を利用する場合…運賃など相当額を支給 ・自動車などを使用する場合…使用距離に応じて2,800円～32,100円を支給	
地域手当	医師のみ16%	
期末手当 勤働手当	【期末手当】	【勤働手当】
	6月期 1.20月分 12月期 1.20月分 計 2.40月分	0.95月分 0.95月分 1.90月分
退職手当	【自己都合】	【勲奨・定年】
	勤続20年 19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年 28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年 39.7575月分	47.709月分
最高限度額 47.709月分	47.709月分	
※定年前早期退職特例措置として2%～20%を加算。		

※令和4年4月1日現在。

時間外勤務手当

区分	令和3年度	令和2年度
支給総額	7,567万円	5,457万円
支給対象職員 1人当たり支給年額	323,376円	230,253円

※各年度一般会計決算。令和3年度には、衆議院議員総選挙事務、匠瑛市長選挙および匠瑛市議会議員補欠選挙事務などを含む。令和2年度には、千葉県知事選挙事務などを含む。

▼特別職の報酬など

区分	報酬などの月額	期末手当
市長	780,000円 (702,000円)	6月期 2.1月分 (1,995月分) 12月期 2.1月分 (1,995月分) 計 4.2月分 (3,990月分)
副市長	665,000円 (631,750円)	
教育長	605,000円 (574,750円)	

※令和4年4月1日現在。市長、副市長および教育長の給料月額は、市長10%、副市長5%および教育長5%の減額措置を実施。また、市長、副市長および教育長の期末手当の支給月数は、5%の減額措置を実施。表中()内は、減額措置による減額後の額・月数。

区分	報酬などの月額	期末手当
議長	390,000円	6月期 2.125月分 12月期 2.125月分 計 4.25月分
副議長	360,000円	
議員	335,000円	

勤務時間、勤務条件

▼勤務時間と休日

1週間の勤務時間…38時間45分

1日の勤務時間…7時間45分(8時30分～17時15分)

休日…土・日曜日、祝日、年末年始

※勤務時間および休日は、勤務形態などにより異なる場合があります。

▼休暇

職員の取得可能な休暇には、年次有給休暇の他、療養休暇、特別休暇、看護休暇があります。

▼育児休業

	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
令和3年度中に 育児休業した職員	19人	0人	0人

※育児休業は、子どもが3歳に達する日まで取得可。部分休業は、子どもが小学校就学の始期に達するまで取得可。育児短時間勤務は、子どもが小学校就学の始期に達するまで選択可。いずれも無給。

分限および懲戒処分

▼分限処分

処分の種類	降任	免職	休職
令和3年度中に 処分を受けた職員	0人	0人	5人

※分限処分は、職員が職責を十分に果たすことができない場合に、公務能力の維持を目的として行うもの。休職5人の事由は、心身の故障のため長期療養を必要としたもの。

▼懲戒処分

処分の種類	戒告	減給	停職	免職
令和3年度中に 処分を受けた職員	0人	1人	0人	0人

※懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的として行うもの。

人事評価

市では、4月1日～翌年3月31日を評価期間として「能力評価」(職務を遂行する中で職員が発揮した能力の程度を評価)と「業績評価」(職員があらかじめ設定した業務目標の達成度を評価)を実施しています。

サービス、研修、福利厚生など

法令に基づき「信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務・職務専念義務・政治的行為の制限・争議行為の禁止・営利企業等の従事制限」などの義務規定・禁止規定が定められています。また、研修への参加や職員の適正な退職管理に取り組んでいる他、福利厚生のための共済制度や各種厚生事業、健康管理、公務災害補償などがあります。